

## 次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく 一般事業主行動計画

全ての従業員がその能力を十分に発揮し、意欲に応じてキャリア形成でき、かつ長期的に就業できる雇用環境の実現を図るため、次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に基づき、次のとおり一体型の一般事業主行動計画を策定する。

### 1. 計画期間

2026年4月1日～2029年3月31日(3年間)

### 2. 目標と取組内容

**【目標1】 男性従業員の育児休業等※取得率を100%にする (次世代・女性活躍)**  
※育児休業および育児目的休暇取得率と合わせて

<取組内容>

年1～2回 ・管理職向育児に関する教育・意識改革(バイアス是正)の実施、取得率向上の啓発活動  
2026年度～ ・育児休業者発生職場への支援検討

**【目標2】 2028年度女性管理職比率を7%以上にする (女性活躍)**

<取組内容>

継続 ・事業部と連携し昇格、役職登用のロードマップ作成と定期的な確認  
・管理職候補者育成およびプール人材向のキャリア開発教育の計画的な取り組み  
・新卒女性学生採用比率20%以上

**【目標3】 育児・介護と仕事の両立支援の取り組みを推進する (次世代)**

<取組内容>

2026年度～ ・育児/介護者の柔軟な働き方を実現するための制度導入と管理職向介護に関する教育の実施  
・養育/介護両立支援休暇/介護者への補助費等検討

**【目標4】 2028年度フルタイム労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均を  
各月30時間未満にする (次世代)**

<取組内容>

2026年度～ ・人員体制強化のための新卒採用およびキャリア採用の拡大  
・業務効率化および業務負荷の平準化のための全社的な生産性向上活動の実施